

第 341 号丹波市商工会FAXレター

2021/12/22 発行

月次支援金のお知らせ

【給付対象】①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となります。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

※地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金など)

【給付額】中小法人・・・上限20万円/月 個人事業主等・・・上限10万円/月

2019年または2020年の基準月の売上 - 2021年度の対象月の売上

申請方法・必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。👉

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

【申請期間】10月分：2021年11月1日～2022年1月7日

【問合せ】月次支援金事務局 相談窓口 【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP 電話等からの問合せ先：03-6629-0479 (通話料がかかります)

中小企業者事業継続応援金 (第2弾)

※申請期限、比較対象月等要件が変更となったことに伴い、2回目の申請が可能となりました

【応援金額】

・対象月の売上が20%以上50%未満減少している事業者：10万円

・対象月の売上が50%以上減少している事業者：20万円

※7月1日から9月30日までに申請された事業者で、10万円の受給となった事業者については、下記の要件を満たせば2回目の申請が可能です。(差額の10万円の応援金を給付します)

1. 申請金額が10万円

2. 6月から12月の連続する任意の2ヶ月間の売上が平成31年(令和元年)または令和2年の同じ2ヶ月間と比較して50%以上減少している

【申請について】

新型コロナウイルス感染症対策のため、申請される方は原則郵送での申請をお願いします。

【申請期間】

令和3年7月1日(木曜日)～令和4年2月28日(月曜日)※必着

【申請書送付先】

〒669-4192 丹波市春日町黒井811番地 丹波市役所 産業経済部 新産業創造課 宛

対象要件および申請書類等に関しては、下記URLより丹波市の特設ページをご覧ください。

<https://www.city.tamba.lg.jp/site/shinsan/dai2danouenkin.html>

※兵庫県の要請による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第1期(令和3年1月14日から2月7日)、または、第2期(令和3年2月8日から3月7日)の給付を受けている方は申請対象外となります。(飲食店への協力金)

【問合せ】丹波市役所 新産業創造課 TEL：0795-74-1464

第 341 号丹波市商工会FAXレター

2021/12/22 発行

全国商工会会員福祉共済のご案内

全国商工会連合会が運営する「福祉共済制度」
傷害プランは、職種・年齢・性別問わず、月額
2,000 円～の掛金で充実補償。さらに、医療
特約（月額 1,000 円）を追加すれば、病気で
の入院も補償します。仕事はもちろん、交通
事故や家庭内でのケガ、病気など幅広く対応し
ており、商工会会員とその家族、従業員、商工
会役職員が対象です。
大切な、商工会会員の皆さまだからこそ加入で
きる特別な制度です。

【問合せ】丹波市商工会本所 82-3476

ビジネスダイアリー

2022

販売しています！！

会員様価格 一冊 200円



丹波市商工会本所で
ご購入いただけます。

2022 経営フォーラム開催のご案内

【日時】令和4年2月5日（土） 開会 13:00

【会場】丹波市商工会 本所 3階（丹波市氷上町成松 140-7）※ZOOM でライブ配信も行います

【内容】◆第1部 基調講演会『起業と再生』

講師：株式会社氷上製作所 代表取締役 池田一一 氏

◆第2部 事例発表

・谷甲賀堂 代表 谷和浩 氏 『老舗和菓子店のIT戦略』

・Azur 代表 細川智子 氏 『新天地での開業』

・株式会社コドルニス 代表取締役 近兼拓史 氏 『不可能への挑戦』

【申込方法】FAXにてお申し込みください（下記URLよりダウンロード下さい）

商工会HP <https://tanba.or.jp/business/8739/>

【問合せ】第一経営支援課 西山 TEL:82-3476 FAX:82-7601

令和4年度 特定計量器（質量計）定期検査の実施について

取引または証明に使用する「はかり」は、計量法により2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。定期検査に合格した「はかり」には、定期検査済証印（合格証）が付されます。なお、検査に際しては、条例で定める手数料が必要です。

※取引・証明とは、例えば はかりを使用する次のような行為が該当します

1. 商品や製品を計量し、その結果（計量値）でもって取引（商売）を行う

2. 病院、学校等で体重を測定し、その結果を健康診断書等に記載し、通知・報告等を行う

3. 薬局、病院等で調剤を行う

【問合せ】兵庫県 産業労働部 産業振興局 工業振興課 計量班 TEL:078-362-3347

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7（本所） 現在の会員数 事業所 2053
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp